

北海道国民健康保険運営方針改定（素案）の概要

1 基本事項

(1) 運営方針改定の趣旨

平成30年度からの国民健康保険制度においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な資格管理や保険料（税）の賦課・徴収などの事務を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国民健康保健事業を運営しています。

「北海道国民健康保険運営方針」は、国保に関する事務を道と市町村が共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向け、平成29年度に策定しており、3年ごとに見直しすることとされています。

(2) 運営方針の策定等の根拠

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
都道府県国民健康保険運営方針策定要領

2 主な改正点

見直し項目	内 容
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 第3節 1 赤字削減・解消計画	<ul style="list-style-type: none">赤字解消計画の策定、実行の推進、市町村ごとの公表について明記保険料率の統一を進めるためには、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組が必要なことから、全ての「赤字削減・解消計画」を公表する。]
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法 第3節 1(2) 保険料水準の統一に向けた基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">保険料水準統一の基本的考え方を記載医療費水準を納付金算定に反映する仕組みでは、小規模市町村ほど医療費の増加が保険料負担に与える影響が大きくなるリスクが高まるところから、医療費水準を納付金算定に反映させない仕組み（保険料水準の統一）を講じ、安定的な国保制度の運営を図る。]
2(2) 保険料（税）率の統一を目指す理由	<ul style="list-style-type: none">保険料（税）率統一を目指す理由を記載被保険者が負担する保険料は、同一所得・同一世帯構成であっても、市町村ごとに異なる。保険料水準の統一等の取組によって得られる被保険者の受益は同じであることから、保険料負担においても公平な負担が必要。]
3 統一保険料（税）率に向けて	<ul style="list-style-type: none">統一保険料（税）率について、運用を目指す時期、具体的な課題について記載保険料水準の統一は令和6年度に実施する。]
第4節 1(1) 所得反映係数 β の設定 1(3) 医療費水準の反映割合	<ul style="list-style-type: none">令和3年度以降のα値、β'値、具体的な進め方等について明記令和3年度以降は$\beta' = 0.82$を基本とする。]令和6年度から$\alpha = 0$とする。
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施 第3節 1 収納率目標	<ul style="list-style-type: none">被保険者規模別の収納率目標を設定保険料の負担の差を是正するため、被保険者の規模に応じた収納率目標を設定。]
第6章 医療費の適正化の取組 第1節 1 受診率向上に関するこれまでの支援	<ul style="list-style-type: none">受診勧奨や保健事業の取組支援を記載国の特別調整交付金を活用し、受診率の向上のための受診勧奨など保健事業の取組を行っている。]

3 スケジュール（予定）

令和2年 7月	パブリックコメントの実施
9月	「運営方針改定（原案）」を議会報告
12月	北海道国民健康保険運営協議会から答申
12月	「運営方針改定（案）」を議会報告
12月	運営方針の改定・公表